



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *83 和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (経営支援課)
- 告示
 - 1502 電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)
 - 1503 平成20年度環境騒音実態調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (環境管理課)
 - 1504 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
 - 1505 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
 - 1506 基本測量の実施 (技術調査課)
 - 1507 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
 - 1508 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 1509 新道路の供用開始等 (")
 - 1510 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 教育委員会告示
 - 6 平成21年度和歌山県立高等学校入学者選抜の実施
- 選挙管理委員会告示
 - *116 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正
 - 117 政治団体の設立の届出
 - 118 政治団体の届出事項の異動の届出
 - 119 政治団体の解散の届出
 - 120 政治団体の収支報告書の要旨
 - 121 資金管理団体の届出
 - 122 資金管理団体の届出事項の異動の届出
 - 123 政治団体の収支報告書の要旨
- 公告
 - 入札公告 (情報政策課)
 - " (環境管理課)
 - 和歌山県内水面漁場管理委員会委員の選任 (資源管理課)
- 正誤
 - 平成20年11月4日付け和歌山県報第2009号和歌山県告示第1403号

を次のように定める。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県農業協同組合法施行細則(平成14年和歌山県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成13年農林水産省令第148号」を「平成17年農林水産省令第27号」に改める。

第2条から第6条までを次のように改める。

第2条から第6条まで 削除

第7条中「同条第26項」を「同条第20項」に改める。

第14条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第10条第1項第10号の事業を行う組合は、法第11条の7第4項の規定により、同項に規定する事項に係る共済規程の変更をしたときは、共済規程変更届出書(別記第15号様式の2)を知事に提出しなければならない。

第23条の見出し中「仮理事」を「一時理事」に改め、同条中「法第40条及び第48条第7項」を「法第40条第1項(法第48条第7項において準用する場合を含む。)」に、「仮理事」を「一時理事」に改める。

第44条中「第169条第7項」を「第202条第7項」に改める。

第45条中「第173条第2項」を「第206条第2項」に改める。

第46条中「第189条第1項から第4項まで」を「第232条第1項から第3項まで」に改め、同条第1号中「第189条第1項」を「第232条第1項」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「第189条第3項」を「第232条第2項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第189条第4項」を「第232条第3項」に改め、同号を同条第3号とする。

第47条第6号中「第188条第1項第4号」を「第231条第1項第4号」に改め、同条第7号中「第188条第1項第5号」を「第231条第1項第5号」に改め、同条第8号中「第188条第1項第6号」を「第231条第1項第6号」に改め、同条第9号中「第188条第1項第11号」を「第231条第1項第11号」に改め、同条第10号中「第188条第1項第12号」を「第231条第1項第12号」に改め、同条第11号中「第188条第1項第13号」を「第231条第1項第13号」に改め、同条第12号中「第188条第1項第14号」を「第231条第1項第14号」に改め、同条第13号中「第188条第1項第15号」を「第231条第1項第15号」に改め、同条第14号中「第188条第1項第16号」を「第231条第1項第16号」に改め、同条第15号中「第188条第1項第17

規 則

和歌山県規則第83号

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

号」を「第231条第1項第17号」に改め、同条第16号中「第188条第1項第18号」を「第231条第1項第18号」に改め、同条第17号中「第188条第1項第19号」を「第231条第1項第19号」に改め、同条第18号中「第188条第1項第20号」を「第231条第1項第20号」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第1号様式から別記第5号様式まで 削除

別記第6号様式中「第10条第26項」を「第10条第20項」に改める。

別記第15号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 15 号様式の 2 (第 14 条の 2 関係)

共済規程変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

印

年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において、農業協同組
合法第 11 条の 7 第 3 項の軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係る共済
規程の変更について決議を行ったので、同条第 4 項の規定により、関係書類を添えて
届け出ます。

記

- 1 理由書
- 2 変更した共済規程の新旧対照表
- 3 変更後の共済規程
- 4 総会(総代会)議事録謄本
- 5 その他参考となる書類

別記第27号様式中「第40条」を「第40条第1項」に、「仮理事選任」を「一時理事選任」に改める。

別記第31号様式中「第50条の2第8項」を「第50条の2第7項」に、「第50条の3第5項」を「第50条の4第5項」に改める。

別記第48号様式中「(平成13年農林水産省令第148号)」を削り、「第169条第7項」を「第202条第7項」に改める。

別記第49号様式中「(平成13年農林水産省令第148号)」を削り、「第173条第2項」を「第206条第2項」に改める。

別記第50号様式中「第189条第1項」を「第232条第1項」に改める。

別記第51号様式を次のように改める。

別記第51号様式 削除

別記第52号様式中「第189条第3項」を「第232条第2項」に改める。

別記第53号様式中「第189条第4項」を「第232条第3項」に、「第171条第2号へ(2)(i)」を「同規則第204条第1項第2号へ(2)(i)」に改める。

別記第61号様式中「第188条第4号」を「第231条第4号」に改める。

別記第62号様式中「第188条第1項第5号」を「第231条第1項第5号」に改める。

別記第63号様式から別記第67号様式までの様式中「第188条第1項第6号」を「第231条第1項第6号」に改める。

別記第68号様式中「第188条第1項第11号」を「第231条第1項第11号」に改め、同様式(注)6中「商法第224条ノ3」を「会社法(平成17年法律第86号)第124条第1項」に、「一定ノ日」を「一定の日」に、「商法第210条第1項及び第211条の3第1項」を「会社法第156条第1項、第163条及び第165条第2項」に、「商法第210条第1項(又は第211条の3第1項)」を「会社法第156条第1項、第163条又は第165条第2項」に改める。

別記第69号様式中「第188条第1項第12号」を「第231条第1項第12号」に改め、同様式(注)7中「商法第224条ノ3」を「会社法(平成17年法律第86号)第124条第1項」に、「一定ノ日」を「一定の日」に、「商法第210条第1項及び第211条の3第1項」を「会社法第156条第1項、第163条及び第165条第2項」に、「商法第210条第1項(又は第211条の3第1項)」を「会社法第156条第1項、第163条又は第165条第2項」に改める。

別記第70号様式中「第188条第1項第13号」を「第231条第1項第13号」に改め、同様式(注)4中「商法第224条ノ3」を「会社法(平成17年法律第86号)第124条第1項」に、「一定ノ日」を「一定の日」に、「商法第210条第1項及び第211条の3第1項」を「会社法第156条第1項、第163条及び第165条第2項」に、「商法第210条第1項(又は第211条の3第1項)」を「会社法第156条第1項、第163条又は第165条第

2項」に改める。

別記第71号様式中「第188条第1項第14号」を「第231条第1項第14号」に改める。

別記第72号様式中「第188条第1項第15号」を「第231条第1項第15号」に改める。

別記第73号様式中「第188条第1項第16号」を「第231条第1項第16号」に改める。

別記第74号様式中「第188条第1項第17号」を「第231条第1項第17号」に改める。

別記第75号様式中「第188条第1項第18号」を「第231条第1項第18号」に改める。

別記第76号様式中「第188条第1項第19号」を「第231条第1項第19号」に改める。

別記第77号様式中「第188条第1項第20号」を「第231条第1項第20号」に改め、同様式別紙(不祥事件等届出書)中

(行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1か月を超えている場合(農業協同組合法施行規則(平成17年3月22日付け農林水産省令第27号)第188条第5項に違反する場合)は、報告遅延理由を記入する。)

を

(行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1か月を超えている場合(農業協同組合法施行規則第231条第5項に違反する場合)は、報告遅延理由を記入する。)

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の和歌山県農業協同組合法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1502号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 入札に付する業務の名称
電子計算組織運用管理業務
- 2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加できる者は、平成20年12月16日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務種目「情報処理-システム運用・保守」に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は同要綱附則第4項の規定により、「システム運用・管理」について入札参加資格を有するとみなされた者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (6) 3の(1)のエに掲げる提案書について、和歌山県が示す仕様書に基づき適性に業務を遂行できると認められるものを提出した者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 2の(4)に掲げる名簿に登録されたときの競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書
- オ 誓約書
- (2) (1)のア、ウ及びオに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年12月5日(金)から平成20年12月12日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年12月16日(火)午後4時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- (2) 日時
平成20年12月9日(火)午後1時30分から
- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成20年12月9日(火)から平成20年12月16日(火)ま

- での県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館4階
郵便番号 640-8262
電話番号 073-441-2404
ファクシミリ番号 073-428-1136
- 7 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年12月24日(水)までに通知する。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成21年1月6日(火)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、当該説明を求めた者に対して平成21年1月9日(金)までに書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1503号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度環境騒音実態調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
- (1) 業務の名称
平成20年度環境騒音実態調査業務
- (2) 業務の内容等
仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年12月9日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
 - (4) 計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する音圧レベルに係る計量証明事業の登録を受けている者であること。
 - (5) 消費税、地方消費税及び都道府県税に未納がない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
 - エ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）
 - オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書）で発行後3か月を経過していないもの
 - （ア）消費税及び地方消費税
 - （イ）都道府県が課する県税全税目
 - カ 使用印鑑届
 - キ 誓約書
 - ク 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第44条第1項の登録証（音圧レベルに係るものに限る。）の写し
 - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - (2) (1) のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
 - (3) (1) のア、イ、カ、キ及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年12月5日（金）から平成20年12月12日（金）までの和歌山県の休日を定める

- 条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
 - (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年12月5日（金）から平成20年12月16日（火）までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年12月9日（火）から平成20年12月16日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2683
ファクシミリ番号 073-441-2689
- 6 資格審査の結果の通知
- 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年12月18日（木）までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1) の説明は、平成20年12月19日（金）までに書面により求めるものとする。
 - (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
 - (4) 説明を求めた者に対しては、平成20年12月22日（月）までに書面により回答するものとする。
 - (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1504号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があつたので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3011700170	風の里ホームヘルプサービス	居宅介護 重度訪問介護	事業所の名称	高陽園ホームヘルプサービス	風の里ホームヘルプサービス	平成20.11.1

和歌山県告示第1505号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ケーズデンキ川辺パワフル館・ヤマイチプラザ川辺
和歌山市里字五段5番1 外33筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 井川留雄
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
ヤマイチ・エステート株式会社 代表取締役 山田茂
和歌山市太田480番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 井川留雄
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
ほか未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年7月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,242㎡
- 6 駐車場の収容台数
404台
- 7 駐輪場の収容台数
110台
- 8 荷さばき施設の面積
156㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
42㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 12 駐車場の自動車の出入口の数
5か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成20年10月30日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課
(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課
(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年12月5日から平成21年4月6日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1506号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基盤地図情報作成作業)
- 2 作業期間 平成20年12月3日から平成21年3月27日まで
- 3 作業地域 和歌山市

和歌山県告示第1507号

平成21年6月1日から平成22年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 工事種別
建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定するもの
- 2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項
(1) 資格
競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。
ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。)又は破産者で復権を得ないもの

イ 次の(ア)から(オ)までに該当する事実があった後、2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(オ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者

エ 申請者若しくは申請者の役員、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人、法定代理人又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められる者

オ 土木一式工事又は建築一式工事の業種を申請する場合にあっては審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下の者、その他の業種を申請する場合にあっては平均完成工事高がない者

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でこれらの開始が決定されていない者

ク 入札参加資格審査申請書(県内建設業者)又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ケ 申請する業種について、法の許可を受けていない者

コ ケの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

サ 申請時点で有効な経営事項審査を申請していない者

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成21年1月19日から同年1月28日(和歌山県の休日)を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く。)までの間で主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

(2) 申請書類

ア 平成21年度(追加受付)入札参加資格審査申請書(県内建設業者)

イ 地方基準点数等一覧表

ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

エ 新規卒業業者雇用一覧表

オ 技術職員数一覧表

カ 職員名簿(技術職員以外)

キ 総合評定値通知書の写し(特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が平成19年10月1日から平成20年9月30日までのもの)

ク 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成20年12月1日以降のもの)

ケ 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 経営規模等評価申請に使用した損益計算書の写し(法人の場合は完成工事原価報告書の写し)

サ 申請者が法人の場合にあっては、株主・出資者調書(和歌山県入札参加申請用)

シ 独占禁止法(昭和22年法律第54号)の遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに独占禁止法遵守のための研修(講習)の実施(参加)報告書及び該当する研修会(講習会)資料の写し(表紙、目次等資料の概要のわかる頁を数枚程度にまとめたもの)

ス 不当要求防止責任者講習を受講している者は、受講修了書の写し

セ 重機・資材・緊急対応関係様式集に掲げる該当書類

ソ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、協定に同意している者は、これを証明する書面

タ IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

チ IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

- ツ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- テ 産業廃棄物の処理体制について、次に示す書面のうち該当するもの
 - (ア) 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し
 - (イ) 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (エ) 建設廃棄物処理委託契約書の写し(平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間の代表的なもの1件分)
- ト 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、資格を有することを証明する書面の写し
- ナ 法定義務建設業者(常時雇用者数56人以上)で障害者を雇用しているものにあつては直近の障害者雇用状況報告書の写し、非法定義務建設業者で障害者を雇用しているものにあつては障害者雇用状況調べ
- ニ 新規卒業者を雇用している者は、卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したマの(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し
- ヌ 優秀施工者国土交通大臣表彰(建設マスター)受賞者を雇用している者は、マの(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し
- ネ 平成18年1月2日から平成21年1月1日までの間に、法第3条第1項の許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から営業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し
- ノ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書
- ハ 労働保険に加入している者のうち労働保険料に未納のある者は、未納額全ての納付誓約書の写し
- ヒ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号 労働保険関係成立届」の写し
- フ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書
- ヘ 社会保険に加入している者のうち社会保険料に未納のある者は、未納額全ての納付誓約書の写し
- ホ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し
- マ ウからカに該当する職員については、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し
 - (ア) 社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
 - (イ) 社会保険に加入していない場合であつて、かつ、

雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

(ウ) 雇用保険に加入できない場合は、平成20年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等

ミ 審査対象となる経営規模等評価申請書控えの中の「技術職員名簿」

(3) 申請書類等の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱(平成8年4月1日施行)第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

和歌山県告示第1508号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字三谷山垣内5番1地先から同郡九度山町大字慈尊院字下島278番18地先まで	旧	6.00 } 25.70	760.35	
伊都郡かつらぎ町大字三谷山垣内				

8番9地先から同郡九度山町大字慈尊院字下島278番18地先まで	旧	11.90 ? 42.70	733.05
伊都郡かつらぎ町大字三谷山垣内5番1地先から同郡九度山町大字慈尊院字下島278番18地先まで	新	6.00 ? 20.60	760.35
伊都郡かつらぎ町大字三谷山垣内8番9地先から同郡九度山町大字慈尊院字下島278番18地先まで	新	11.90 ? 39.90	733.05

和歌山県告示第1509号

平成20年和歌山県告示第1508号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年12月6日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1510号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3027	有田郡有田川町大字下津野字植松285番1の一部、水路	有田郡有田川町大字明王寺258番地の1三洋住宅株式会社代表取締役川口禎男	平成20.11.20	6.00	27.34
				4.20	35.00

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第6号

平成21年度和歌山県立高等学校入学者選抜を次のとおり実施する。

平成20年12月5日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

第1 全日制課程・定時制課程

1 一般選抜

一般選抜は、入学者選抜を実施する募集定員を定めたすべての学科（募集定員を定めたコースを含む。以下同じ。）で実施する。

(1) 出願資格

出願することができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は平成21年3月卒業見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 学科及び募集定員

学科及び募集定員は、別に定める。

(3) 志願校

ア 志願者は、一般選抜を実施するすべての学校・学科を志願することができる。ただし、出願については、1校1課程1学科に限る。

イ 志願者は、同一校、同一課程に限り、第1志望として出願した学科等以外の学科等を第2志望として出願することができる。また、単位制による定時制課程の志願者は、同一校において、昼間の定時制課程と夜間の定時制課程のいずれかを第2志望として出願することができる。

(4) 出願受付期間

一般出願及び本出願の受付は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。ただし、全日制課程の分校に出願する者にはそれぞれの分校、海南高等学校の海南校舎及び大成校舎並びに串本古座高等学校の串本校舎及び古座校舎に出願する者にはそれぞれの校舎で受け付ける。

一般出願	平成21年2月23日（月）	午前9時から午後4時まで
	平成21年2月24日（火）	午前9時から午後3時まで
本出願	平成21年3月3日（火）	午前9時から午後4時まで
	平成21年3月4日（水）	午前9時から午後3時まで

郵送の場合は、書留郵便とし、一般出願は平成21年2月19日（木）から2月23日（月）までの消印のあるもの、本出願は平成21年2月27日（金）から3月3日（火）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒及び切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校長にあらかじめ電話連絡すること。

(5) 出願手続

ア 一般出願

(ア) 志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学中又は出身校の中学校長に提出すること。

a 入学願

- b 受検票
- c 申告書
貴志川高等学校人間科学科、和歌山北高等学校体育科、和歌山高等学校、箕島高等学校普通科（スポーツコース）又は日高高等学校中津分校のうちいずれかの学校・学科を志願する者のみ提出すること。
- d 入学考査手数料
本出願時には、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程2,200円又は定時制課程750円）をはること。

(イ) 中学校長の手続

中学校長は、平成21年2月23日（月）から平成21年2月24日（火）午後3時まで一般出願者報告書を課程・学科別に志願先の高等学校長に提出すること。

(ウ) 志願状況の発表

- a 和歌山県教育庁学校教育局県立学校課（以下「県立学校課」という。）及び各市町村教育委員会において、一般出願に係る志願状況一覧表を平成21年2月25日（水）午前9時に掲示する。
- b 県立学校課長は、各市町村教育委員会を通じ、中学校長に志願状況を通知する。

イ 志願先の変更

(ア) 志願者は、本出願に当たり、一般出願の際に提出した志願先の学校・学科を一回に限り変更することができる。また、同一校において、学科を変更しようとする者及び第2志望を変更しようとする者は、一般出願の際に提出した志願先の学科を一回に限り変更することができる。

(イ) 志願先を変更しようとする者は、次のaからdまでに規定する変更手続を行うこと。

- a 中学校長に申し出て、入学願と受検票の返却を受ける。
- b 入学願の志願先変更の欄に変更後の志願先等を記入する。
- c 受検票を新たに作成する。
- d 入学願及び受検票を中学校長に再提出する。

ウ 本出願

第1日（学力検査）

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国語	休憩	社会	休憩	数学	(昼食)	理科	休憩	外国語 (英語)	

第2日（面接・実技検査等）

9:00

面接・実技検査等

(ア) 志願者の手続

- a 志願者は、志願先の変更手続をした場合を除き、一般出願に係る学校・学科以外に本出願をすることができない。
- b 一家転住などやむを得ない事情で一般出願できなかった志願者は、その理由を入学願の裏面に記載し、受検票とともに中学校長に提出すること。

(イ) 中学校長の手続

中学校長は、志願者に係る次の書類を作成し、一括して志願先の高等学校長に提出すること。

- a 平成21年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）
- b 生徒成績一覧表

(6) 学力検査等

出願者は、平成21年度和歌山県立高等学校入学選抜学力検査（以下「学力検査」という。）を受けるものとする。また、高等学校長は、学力検査のほかに面接（口頭による検査を含む。）、作文または小論文又は実技（プレゼンテーションを含む。）による検査（以下「面接・実技検査等」という。）を実施することができる。

ア 学力検査及び配点

(ア) 学力検査

学力検査の教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語・リスニングテストを含む。）とする。リスニングテストは、外国語（英語）の検査時間の冒頭で校内放送設備を用いて一斉に行う。

(イ) 配点

各教科100点満点とする。ただし、高等学校長は、学科の特色を考慮し、特定の教科について2倍を超えない範囲で傾斜配点することができる。

イ 学力検査等の期日及び日程

学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日の午前9時までに集合すること。

(ア) 期日 学力検査 平成21年3月12日（木）

面接・実技検査等 平成21年3月13日（金）

(イ) 日程 次の日程により実施する。

(注)実施時間帯は、実施校により異なるため、当該実施校の指示による。

ウ 検査場所

学力検査及び面接・実技検査等は、原則として出願先の高等学校で行う。ただし、全日制課程の分校に出願した者にとっては分校、海南高等学校の海南校舎及び大成校舎並びに串本古座高等学校の串本校舎及び古座校舎に出願した者にとってはそれぞれ出願先の校舎で行う。

(7) 定時制の課程における成人特別措置

ア 対象者及び内容

(ア) 満20歳以上の志願者(平成元年4月1日以前に生まれた者)であって、定時制課程成人特別措置を希望するもの

(イ) 作文及び面接による検査を行う。

(ウ) 調査書の提出を省略することができる。

イ 申請手続

この特別措置の適用を受けようとする者は、一般出願の際、定時制課程成人特別措置申請書に中学校卒業証明書又は高等学校入学資格を証する書類を添付して、直接志願先の高等学校長に提出すること。ただし、志願先の変更はできない。

ウ 検査期日と日程

検査期日は、一般選抜と同一日とし、日程は、次のとおりとする。

9:00 9:25 10:15 10:30

点呼 入場	作文	休憩	面接
----------	----	----	----

エ 検査場所

出願先高等学校で行う。

オ 入学願等の交付

入学願、受検票及び定時制課程成人特別措置申請書については、県立学校課及び定時制の課程を有する高等学校において交付する。

(8) 合格者の発表

平成21年3月19日(木)午前10時に各検査実施場所において一斉に掲示する。

(9) 入学資格認定検査

学校教育法施行規則第95条第5号に規定する学力の有無を判断するために、次のとおり高等学校入学資格認定検査を実施する。

ア 入学資格認定検査の期日及び場所

期日 平成21年2月9日(月)

場所 志願先の高等学校

イ 入学資格認定検査の出願期限及び出願場所

出願期限 平成21年2月3日(火)正午

出願先 志願先の高等学校長

2 スポーツ推薦

スポーツ推薦は、和歌山県教育委員会の指定を受けた高等学校で実施する。

(1) 出願資格

ア 出願できる者は、次のいずれかに該当し、かつ以下の条件を満たすものとする。

(ア) 平成21年3月に中学校卒業見込みの者

(イ) 平成20年4月から平成21年3月までに、外国において、学校教育における9年の課程を修了又は修了見込みの者

(ウ) 平成20年4月から平成21年3月までに、文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了又は修了見込みの者

イ 次の(ア)及び(イ)の条件を満たす者で、中学校長の推薦を得たものとする。

(ア) 特別活動及び校内外の活動等において優れた点が見られ、生活態度が良好であること。

(イ) スポーツ推薦を実施する高等学校が定める平成21年度和歌山県立高等学校入学者選抜のスポーツ推薦出願条件に適合すること。

(2) スポーツ推薦入学者数

1競技スポーツ5名程度とする。ただし、男女の指定のない場合は、男女計5名程度とする。

(3) 志願校

ア 志願者は、スポーツ推薦を実施するすべての学校・学科を志願することができる。ただし、出願については、1校1課程1学科に限る。

イ 志願者は、同一校、同一課程に限り、第1志望として出願した学科以外の学科を第2志望として出願することができる。

(4) 出願受付期間

1の(4)に準じる。ただし、一般出願をもって本出願とし、志願先の変更はできない。

(5) 出願手続

ア 一般出願

(ア) 志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

a 入学願

b 受検票

c スポーツ推薦志願書

d 入学考査手数料

入学願の所定の欄に和歌山県証紙(全日制課程

2,200円)をはること。

(イ) 中学校長の手続

中学校長は、平成21年2月23日(月)から平成21年2月24日(火)午後3時まで、一般出願者報告書を、学校・課程・学科別に志願先の高等学校長に提出すること。

イ 本出願

中学校長の手続

中学校長は、志願者に係る次の書類を作成し、一括して志願先の高等学校長に提出すること。

(ア) スポーツ推薦書

(イ) 調査書

第1日(学力検査)

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国語	休憩	社会	休憩	数学	(昼食)	理科	休憩	外国語 (英語)	

第2日(スポーツ実技検査等)

9:00

スポーツ実技検査等

(注) 実施時間帯は、実施校により異なるため、当該実施校の指示による。

イ 学力検査等の場所

学力検査及びスポーツ実技検査等は、原則として出願先高等学校で行う。

(7) 合格者の発表

平成21年3月19日(木)午前10時に各検査実施場所において一斉に掲示する。

3 特別選抜

特別選抜は、連携型中高一貫教育校(星林高等学校、南部高等学校龍神分校及び串本古座高等学校古座校舎)で実施する。

(1) 出願資格

特別選抜に出願できる者は、次に掲げる高等学校ごとに示した中学校を平成21年3月に卒業見込みのものとする。

ア 星林高等学校

和歌山大学教育学部附属中学校

イ 南部高等学校龍神分校

田辺市立龍神中学校

ウ 串本古座高等学校古座校舎

串本町立田原中学校、串本町立西向中学校、古座川町立明神中学校及び古座川町立古座中学校

(2) 出願受付期間

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の連携型中高一貫教育校で受け付ける。

(ウ) 生徒成績一覧表

(6) 学力検査等

出願者は、学力検査及びスポーツ実技検査等を受けるものとする。

ア 学力検査等の期日及び日程

学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日の午前9時までに集合すること。

(ア) 期日 学力検査 平成21年3月12日(木)

スポーツ実技検査等

平成21年3月13日(金)

(イ) 日程 次の日程により実施する。

平成21年2月2日(月)	午前9時から午後3時まで
--------------	--------------

(3) 出願手続

特別選抜志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

ア 入学願

イ 受検票

ウ 入学考査手数料

特別選抜入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(2,200円)をはること。

(4) 入学者の選抜

ア 選抜方法

入学者の選抜に当たっては、学力検査及び調査書によることなく、面接等各高等学校が実施する簡便な方法により行う。

イ 日時及び場所

(ア) 日時 平成21年2月5日(木)午前9時から

(イ) 場所 出願先の高等学校

(5) 合格内定の通知

高等学校長は、選考結果通知書を中学校長又はその委任を受けた者に、平成21年2月10日(火)午前10時に当該高等学校において手渡すものとする。

なお、合格者の発表は、平成21年3月19日(木)午前10時に各特別選抜実施場所において一斉に行う。

4 追募集

合格者が募集定員に満たない学科については、追募集を行う。

(1) 出願資格

出願資格は、1の(1)に定めるとおりとする。ただし、既に和歌山県立高等学校に合格している者及び再学力検査の受検を許可されている者を除く。

(2) 追募集枠

追募集枠一覧は、県立学校課及び各市町村教育委員会において、平成21年3月19日(木)午後2時に掲示するとともに、各中学校長に市町村教育委員会を通じて通知する。

(3) 出願受付期間

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。ただし、全日制課程の分校に出願する者にはそれぞれの分校で受け付ける。また、海南高等学校の海南校舎及び大成校舎並びに串本古座高等学校の串本校舎及び古座校舎に出願する者にはそれぞれの校舎で受け付ける。

平成21年3月25日(水)	午前9時から午後4時まで
---------------	--------------

(4) 出願手続

入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出する。

- ア 入学願
- イ 受検票
- ウ 申告書

箕島高等学校普通科(スポーツコース)を志願する者のみ提出すること。

エ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(全日制課程2,200円、定時制課程750円)をはることに。

(5) 学力検査等

出願者は、平成21年度和歌山県立高等学校入学者追募集学力検査(以下「追学力検査」という。)及び面接を受けるものとする。ただし、高等学校長は、受検者に対して、作文または小論文及び実技検査等(以下「実技検査等」という。)を実施することができる。

ア 追学力検査と配点

(ア) 追学力検査

総合問題とする。総合問題の対象教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)とする。

(イ) 配点

総合問題は、100点満点とする。

イ 検査期日と日程

(ア) 期日 平成21年3月27日(金)

(イ) 日程 次の日程により実施する。

9:00 9:25 10:25 10:40

点呼 入場	総合問題	休憩	面接、実技検査等
----------	------	----	----------

ウ 検査場所

追学力検査、面接及び実技検査等は、原則として出願先高等学校で行う。ただし、全日制課程の分校に出願した者には分校、海南高等学校の海南校舎及び大成校舎並びに串本古座高等学校の串本校舎及び古座校舎に出願した者にはそれぞれ出願先の校舎で行う。

(6) 合格者の発表

平成21年3月31日(火)午前10時に各検査実施場所において掲示する。

5 再学力検査

一般選抜で再学力検査受検許可書を交付した学校については、追募集と同期日、同日程で再学力検査を実施する。

(1) 受検資格

一般選抜に出願し、1の(6)に定める学力検査等を受けることができなかった者で、再学力検査受検許可書の交付を受けた者とする。

(2) 学力検査等

4の(5)に準じて行う。

(3) 合格者の発表

4の(6)に準じて行う。

第2 通信制課程

1 設置校

通信制課程を設置する県立高等学校は、次のとおりである。

(1) 和歌山県立紀の川高等学校

〒649-7122 伊都郡かつらぎ町新田120

(2) 和歌山県立陵雲高等学校

〒640-8137 和歌山市吹上5丁目6-8

2 出願資格

出願することができる者は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、特科生として特定の科目を履修しようとする者については、次に掲げる者以外のものであっても相当年齢に達しており、かつ、実施校の学校長が該当科目を履修することができると認めるときは、当該高等学校に出願することができる。

(1) 中学校を卒業した者又は平成21年3月卒業見込みの者

(2) 学校教育法施行規則第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

3 出願者

出願者は、和歌山県内に住所を有する者、その勤務地

が和歌山県内にある者又はその他特別の事由により校長が
 適当と認める者とする。

なお、出願に当たっては、実施校へ電話等で問い合わせ
 て、必ず、事前説明を受けること。

4 出願受付期間

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高
 等学校で受け付ける。ただし、郵送の場合は、書留郵便と
 し、平成21年3月2日(月)から平成21年3月31日(火)ま
 での消印のあるものに限る。

平成21年3月2日(月)から平 成21年3月31日(火)まで(土 曜日、日曜日及び祝日は除 く。)	午前9時から午後3時まで
--	--------------

なお、実施校の高等学校長がやむを得ないと認めた場合
 は、平成21年4月10日(金)まで出願を受け付けることが
 できる。

5 出願手続

入学志願者は、次の書類等を志願先の高等学校長に提出
 すること。ただし、平成21年3月中学校卒業見込みの者は、
 在学中学校長を経て、提出すること。

- (1) 入学願
- (2) 平成21年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書
 ただし、平成15年3月以前の中学校卒業者については、
 調査書に代えて中学校卒業証明書を添付するものとする。
- (3) 和歌山県立高等学校入学志願者健康診断票
 平成21年3月中学校卒業見込みの者以外の出願者につ
 いてのみ、健康診断票を提出すること。
- (4) 生徒成績一覧表は、省略することができる。

6 入学者の選抜

- (1) 出願者は、出願先高等学校長が実施する面接等を受け
 るものとし、面接等の日時については、出願先の高等学
 校長が指定する。
- (2) 入学者の選抜は、中学校長から提出された調査書又は
 これに相当する書類及び面接等の結果に基づいて総合的
 に判断する。

7 合格者の発表

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
池田清吾後援会	池田清郎	池田由香	岩出市荊本259番地の11	平成 20.10.15
えのもと陽治後援 会	上野康彦	松下育史	岩出市野上野386-10	平成 20.10.20
西野豊後援会	杉原勲	西野和樹	岩出市根来98-8	平成 20.10.21

平成21年4月7日(火)まで(4のなお書きにより出願し
 た者については、出願受付後10日以内)に受検者に対し
 通知書を発送する。

8 その他

前各項に定めるほか、入学者選抜に関し必要な事項は、
 出願先の高等学校長の定めるところによる。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第116号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投
 票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正す
 る。

平成20年12月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第2項の表中 「社会福祉法人芦辺会特別養護 和歌山市南片
 老人ホーム 芦 辺 荘

原二丁目12番地 を 「社会福祉法人芦辺会特別養護
 老人ホーム 芦 辺 荘
 特別養護老人ホーム
 わかやま苑

和歌山市南片原二丁目12番地

和歌山市屋形町一丁目39-2

に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の
 規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7
 条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年12月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

宮本かなよ後援会	宮本要代	池本真希	岩出市高瀬96-13	平成 20.10.24
田嶋勝正後援会	島野勝	田嶋直子	東牟婁郡串本町串本1023	平成 20.10.27

和歌山県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年12月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
有田市医師連盟	主たる事務所の所在地	有田市初島町里2163	有田市宮原町新町40	平成 20.7.30	政治団体	
	代表者	山下栄一郎	生馬千明	平成 20.7.30	政治団体	
小谷芳正後援会	主たる事務所の所在地	日高郡みなべ町筋776番地	日高郡みなべ町谷口502番地	平成 20.10.7	政治団体	
自由民主党和歌山県宅建支部	会計責任者	武田孝夫	赤間淳巳	平成 20.10.15	政党の支部	
和歌山県不動産政治連盟	主たる事務所の所在地	和歌山市太田139-2	和歌山市太田143-3	平成 20.10.15	政治団体	
ふきあげ克之後援会	政治団体の名称	ふきあげ克之後援会	たから会	平成 20.10.16	政治団体	
自由民主党岩出市支部	主たる事務所の所在地	岩出市水栖600	岩出市荊本170	平成 20.10.17	政党の支部	
	代表者	山本茂博	堂西良之	平成 20.10.17	政党の支部	
田嶋勝正後援会	主たる事務所の所在地	東牟婁郡串本町串本1023	東牟婁郡串本町串本1810-2	平成 20.10.20	政治団体	
紀南創造の会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成 20.10.24	政治団体	
	(公職の種類)	衆議院議員				
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	玉置公良、衆議院議員				
玉置公良後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成 20.10.24	政治団体	
	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	玉置公良、衆議院議員				
尾和弘一後援会	会計責任者	尾和笑子	薮下進	平成 20.10.30	政治団体	

自由民主党和歌山県 第一選挙区支部	主たる事務所の 所在地	和歌山市島崎町2丁目64	和歌山市善明寺360-3	平成 20.11.7	政党の支部	
----------------------	----------------	--------------	--------------	---------------	-------	--

和歌山県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年12月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
田嶋勝正後援会	島野勝	平成 20.10.20	平成 20.10.20

和歌山県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年12月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	田嶋勝正後援会	
報告年月日	平成20年10月20日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	田嶋勝正後援会	
報告年月日	平成20年10月20日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	田嶋勝正後援会		
報告年月日	平成20年10月20日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0		
ア 前年繰越額	0		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの) (イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
5 資産等の状況			
(* 印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条

の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年12月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
宮本要代	岩出市議会議員	宮本かなよ後援会	岩出市高瀬96-13	宮本要代	平成20.10.24

和歌山県選挙管理委員会告示第122号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公

表する。

平成20年12月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
玉置公良	衆議院議員	紀南創造の会	公職の種類	衆議院議員	和歌山県議会議員	平成20.10.24

和歌山県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(平成19年分)の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年12月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	前田雄治後援会		
報告年月日	平成20年10月30日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0		
ア 前年繰越額	0		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの) (イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

公 告

入札公告

電子計算組織運用管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 業務名

電子計算組織運用管理業務

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 業務実施場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館
和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 履行期間

平成21年2月1日(日)から平成23年3月31日(木)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1502号に規定する電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館
和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 日時

平成20年12月5日(金)から平成20年12月12日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年12月16日(火)午後4時

までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

平成20年12月9日(火)午後1時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

3の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成21年1月20日(火)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成21年1月20日(火)午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課へ必ず到着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとす。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) It is operation and operation accompanying work of computer system.

- (2) Date and time for tender : 1:30 p.m. 20 January 2009.

- (3) Contact point for the notice : Information Policy Division of Wakayama Prefectural Government , Kital Minatodoricho Wakayama City , 640-8262 , Japan

TEL 073-441-2404 (FAX 073-428-1136)

入札公告

平成20年度環境騒音実態調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号

平成20年度環管第16号

- (2) 業務の名称

環境騒音実態調査業務

- (3) 業務内容

仕様書による。

- (4) 業務履行の場所

和歌山県が指定する場所

- (5) 業務期間

契約締結日から平成21年2月27日(金)まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1503号に規定する平成20年度環境騒音実態調査業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

- (2) 日時

平成20年12月5日(金)から平成20年12月12日(金)

までの和歌山県の休日定める条例(平成元年和歌山

県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、平成20年12月16日(火)午後4時までの間に、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年12月19日(金)午後4時までの間に、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館4階第410会議室

イ 入札日時

平成20年12月25日(木)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札

金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

公 告

漁業法(昭和24年法律第267号)第131条第2項の規定に基づき、平成20年12月1日付けで和歌山県内水面漁場管理委員会委員を次のとおり選任した。

平成20年12月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

	氏 名	住 所
学識経験者	大岡一	和歌山市北島509-36
"	堀木信男	東牟婁郡串本町高富727-2
"	大浦由美	大阪府泉南郡岬町淡輪358-2
"	湯崎真梨子	和歌山市秋月409
漁業者代表者	奥野恒太郎	伊都郡九度山町九度山1500
"	竹内隆	海草郡紀美野町神野市場384
"	西司夫	西牟婁郡白浜町安居625
"	小淵郁夫	田辺市本宮町川湯1番地
採捕者代表	藤田昭男	和歌山市大谷1600-120
"	川崎暢也	和歌山市冬野190-5

正 誤

正 誤

平成20年11月4日付け和歌山県報第2009号和歌山県告示第1403号中

ページ	段	行目	誤	正
3	左	下から19	大字下津木	大字上津木